

かがわ初期費用ゼロ太陽光発電設備導入促進事業 かがわ初期費用ゼロ太陽光^{さんさん}システム事業プラン募集要領

1 目的

2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、初期費用なしで太陽光発電設備等の設置が可能なPPAやリースモデル等を扱う事業者を県が登録し、初期費用ゼロ太陽光発電設備の情報発信を行い、太陽光発電設備等の設置を後押しすることで、県内の太陽光発電設備の一層の導入促進を図るものです。

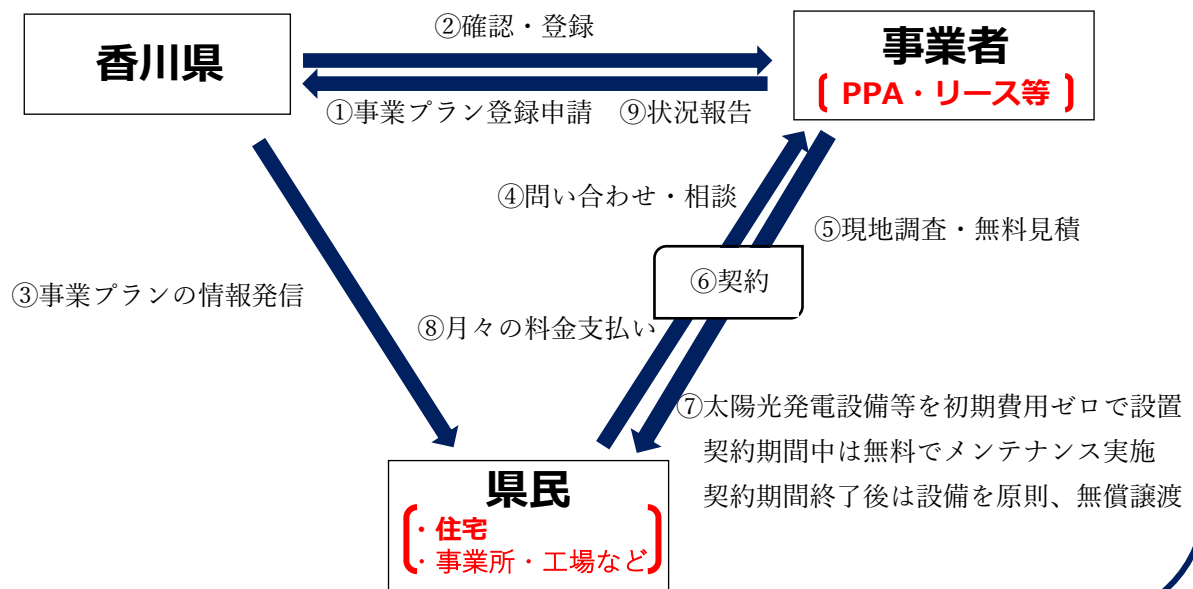
2 事業の概要

県内の住宅及び事業所等（以下「住宅・事業所等」という。）に「初期費用ゼロ」で太陽光発電設備等の設置が可能なPPAやリースモデル等を扱う事業プランを募集し、「かがわ初期費用ゼロ太陽光^{さんさん}システム」に登録し、その事業プランと事業者を県ホームページ等において情報発信します。

【初期費用ゼロの仕組み】

事業者が初期費用を負担して、太陽光発電設備等を設置し、住宅・事業所等の施設所有者は電気料金又はリース料金を支払うことで、初期費用0円で太陽光発電設備を設置できるというものです。

【イメージ図】



※契約は事業者と住宅・事業所等の所有者で直接行っていただき、個々の契約に県は関与しません。また、県は設備等の設置に関して保証等いかなる責任を負うものではありません。

※現地の状況等によっては、住宅・事業所等の所有者負担の改修費用等が発生する場合があります。

※住宅・事業所等の所有者において、太陽光発電設備等の導入に係る初期費用が原則としてゼロとなるもので、月々の料金の支払いは発生します。

※無償譲渡後の設備等のメンテナンスや廃棄等については、住宅・事業所等の所有者の責任において行ってください。

3 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は以下のとおりです。

(1) 電力販売（P P A）

太陽光発電設備等の所有者である発電事業者が、住宅・事業所等に太陽光発電設備等を当該発電事業者の費用により設置・導入し、当該太陽光発電設備から発電された電気を当該住宅・事業所等所有者に販売するものをいう。

(2) リース

契約の名称に関わらず、住宅・事業所等の所有者が希望する太陽光発電設備等をリース事業者が代わりに購入し、住宅・事業所等の所有者はこれを使用する。リース事業者はその代金を設備の販売会社に支払い、住宅・事業所等の所有者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価（リース料金）として回収するものをいう。

(3) 太陽光発電設備等

太陽光発電設備及び蓄電池をいう。

4 募集する事業プラン

次の（１）から（８）までの要件を全て満たす電力販売（P P A）、リース、その他のサービスにより、住宅・事業所等の所有者の初期費用ゼロで太陽光発電設備等を設置する事業プランを募集します。

- （１）太陽光発電設備等が故障した場合、契約期間中は事業者により、速やかに修理又は交換が行われるものであること。
- （２）原則として、契約終了後に太陽光発電設備等が住宅・事業所等の所有者に無償譲渡されること。
- （３）太陽光発電設備等又は当該設備の取付工事が原因で生じた身体の障がい又は財物の損壊に起因する賠償責任補償が付加されていること。
- （４）事業プラン中に太陽光発電設備の設置が含まれる場合は、住宅・事業所等の所有者との契約期間が太陽光発電設備等の設置から５年以上であること。また、契約期間終了後も当該太陽光発電設備が法定耐用年数（１７年間）の間、継続して住宅・事業所等において発電すると見込まれること。
- （５）見積料を無料とすること。
- （６）周辺環境への影響について、事前に十分確認したうえで設置されること。
- （７）太陽光発電設備等が設備ごとに表１の設備要件を全て満たしていること。
- （８）住宅用事業プランは表２のプラン一覧のいずれかに当てはまること。

表１ 設備要件

設備名	内容
太陽光発電設備	・再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく発電事業計画の認定基準を満たし、施設の屋根等への設置に適したもので

	あること ・電気事業法の技術基準を満たしていること ・住宅用の発電出力（太陽電池モジュールの日本産業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方をいう。）については、10kW 未満であること ・停電時においても電力供給を継続する機能を有していること ・地絡検知機能を有していること ・未使用品であること ・設備メーカーは原則国内企業とし、国外企業の場合は、当該メーカーの日本法人があること
蓄電池	・住宅用については、定置用リチウムイオン蓄電池で、蓄電容量が3kWh 以上20kWh以下であり、かつ、一般社団法人環境共創イニシアチブの蓄電システム登録済製品一覧に掲載されていること ・停電時においても電力供給を継続する機能を有していること ・未使用品であること ・設備メーカーは原則国内企業とし、国外企業の場合は、当該メーカーの日本法人があること

表2 プラン一覧

プラン名	内容
太陽光単体プラン	住宅等に太陽光発電設備を導入すること
太陽光+蓄電池プラン	住宅等に太陽光発電設備と蓄電池を同時に導入すること
蓄電池単体プラン	太陽光発電設備を既に設置している住宅等に蓄電池を導入すること
その他のプラン	事業者が自ら考案し、県が特徴のあるプランと認めるものであること

※住宅等・・・個人が自ら居住する住宅または住宅として使用される予定であるもの（集合住宅を含む。また、店舗、事務所等と兼用のものを含む。）をいう。

5 事業者の要件

事業プランを登録することができる事業者は、次の要件を全て満たす法人又は複数の法人の共同事業体とします。なお、共同事業体の場合は、代表事業者及び構成員である個々の事業者がともに次の要件を全て満たすこととします。

（１）事業プランで採用する太陽光モジュール等の取引実績又は施工実績があること。

（２）太陽光発電設備等の設置工事が県内に事業所を有する事業者により行われるものであること。

（３）過去２年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

- (4) 過去 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (7) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (8) 事業プランを的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること（債務超過の状態にある者でないこと）。
- (9) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (10) 県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (11) 事業プランの太陽光発電設備等を確保し、滞りなく供給できること。
- (12) 役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者でないこと。

6 登録申請方法

(1) 申請事業者

単独の法人が行う場合は、当該法人から申請してください。複数の法人の共同事業体の場合は、代表事業者から申請してください。

(2) 申請書類

申請者の事業プランに応じて、次の書類を提出してください。様式は県ホームページ（下記参照）に掲載中です。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyoseisaku/chikyu/saiene/planboshu.html>

ア 様式 1

（かがわ初期費用ゼロ太陽光讚々システム事業プラン登録申請書）

イ 様式 2（事業プランの内容）

ウ 様式 3（設備一覧）

エ 様式 4（役員等氏名一覧表）

オ 様式 5

（かがわ初期費用ゼロ太陽光讚々システム事業プラン登録申請に係る誓約書）

カ 添付書類

（ア）申請者の商業登記簿謄本（発行日から 3 か月以内のもの）

(イ) 申請者の直近の会計年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）

(ウ) 申請者の収支見込等（本事業に関する収支見込等）（任意様式）

なお、単年度又は複数年度において事業収支が成り立つ計画であること

(エ) 申請者の香川県税の納税証明書（未納税額がないことを記載したもので、発行日から3か月以内のもの）

(オ) 申請した事業プランの内容が分かるもの（チラシなど）

(カ) 使用する太陽光発電設備等が掲載された製品カタログ

(キ) その他県が提出を求めた書類

(3) 申請受付期間

随時受け付けています。

(4) 申請方法

持参、郵送又は電子メールによりご提出ください。

ア 持参又は郵送の場合

フラットファイルに申請書類を綴り、1部を以下提出先住所に持参又は郵送（特定記録郵便又は書留郵便）してください。また、申請書類の内容の電子データを併せて以下提出先メールアドレスに提出してください。

イ 電子メールの場合

申請書類の内容の電子データを、以下提出先メールアドレスに提出してください。その際、メールの件名（題名）を「かがわ初期費用ゼロ太陽光発電設備導入促進事業事業プラン登録申請書」としてください。なお、原本の提出が必要な申請書類（商業登記簿謄本及び納税証明書）は、以下提出先住所に持参又は郵送（特定記録郵便又は簡易書留）してください。

※各資料のファイル名は、それぞれ申請書類のうちどの資料か分かるファイル名としてください。

(5) 申請書類の提出先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県環境森林部環境政策課カーボンニュートラル推進室

温暖化対策グループ かがわ初期費用ゼロ太陽光発電設備導入促進事業担当

TEL：087-832-3216

FAX：087-806-0227

電子メール：kankyoseisaku@pref.kagawa.lg.jp

(6) 提出後の申請書類の取扱い

ア 申請書類の返却には応じられません。

イ 申請書類の著作権は、申請者に帰属します。

ウ 申請書類は、確認及び登録後の事業運営に使用します。

エ 申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負います。

7 事業プランの登録

県は、申請書類の書類確認を行い、本要領で示している要件を全て充足している事業プランを順次登録し、申請者に文書でその旨を通知します。登録は、有効期限を設けず、原則として継続することとします。

8 事業プランの公表

県は、県ホームページ等において、登録した事業プラン（以下「登録事業プラン」という。）の事業者名や内容等を情報発信します。

9 事業プランの登録を受けた事業者の責務

（1）業務

事業プランの登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、登録事業プランの見積依頼を受けた後は、原則として次の業務を行うこととします。

なお、ア及びイについては、無料で行ってください。

ア 仮見積書（参考見積書）の提示

利用希望者が現地調査を希望せず、簡易な見積書の提示を希望する場合、仮見積書を提示してください。

イ 現地調査及び現地調査に基づく見積書の提示

利用希望者と調整の上、現地調査を行い、現地調査に基づく見積書を利用希望者に提示してください。

ウ 契約締結及び工事施工等

利用希望者と太陽光発電設備等の設置・導入に係る契約締結に至った場合には、速やかに設置工事等を行い、契約内容に基づいた対応を行ってください。

なお、太陽光発電設備等を設置・導入するために屋根の塗装、修繕、葺き替えなどが必要となり、費用負担が発生する場合や登録事業プランと異なる仕様の太陽光発電設備等を設置・導入する場合は、必ず事前に利用希望者と協議し、合意の上で契約を締結してください。

エ その他

契約期間終了後も、できる限り住宅等所有者からの太陽光発電設備等の維持管理や更新に関する問い合わせに誠実に対応してください。

（2）遵守事項

ア 定期報告等

登録事業者は、毎年度、半期ごと（9月末日・3月末日時点）に県内における登録事業プラン等の成約状況について、翌月末日までに様式6（かがわ初期費用ゼロ太陽光讚々システム事業プランに係る対応状況報告書）により県へ報告してください。

また、3月末日時点の定期報告には、同様式記載の添付書類を添付してください。

なお、定期報告に関わらず、登録要件の充足状況等の確認のため、県が確認を求め

た場合には協力してください。

イ 苦情、トラブル等

登録事業者は、住宅等所有者からの登録事業プランに対する問い合わせに誠実に対応してください。また、登録事業プランに関する苦情やトラブルに対しては、誠実に対応するとともに、改善に努めてください。

なお、県内での現地調査や太陽光発電設備等の設置工事の施工等において、事故等が発生した場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、県に報告してください。

ウ 普及への協力

登録事業者は、県内における普及啓発を行うため、県と連携した取組みに協力してください。

エ 個人情報の管理

登録事業者は、問い合わせや現地調査等により取得した個人情報について、関係法令を遵守し、適切に管理してください。

10 登録の変更、抹消、取消

(1) 登録の変更

登録事業者が登録事業プランの内容を変更する場合は、様式7（かがわ初期費用ゼロ太陽光讚々システム事業プランに係る変更承認申請書）により申請してください。

(2) 登録の抹消

登録事業者が登録事業プランの登録を抹消する場合は、様式8（かがわ初期費用ゼロ太陽光讚々システム事業プランに係る登録抹消申請書）により申請してください。

(3) 登録の取消

県は、登録事業プランの内容に虚偽、重大な誤りがあると認められる場合又は登録事業者が要件を満たさなくなった場合は登録を取り消します。また、上記「9 事業プランの登録を受けた事業者の責務」への対応が適切でないと認められる場合にも登録を取り消します。

（登録事業者等に対する県民からの苦情やトラブルへの対応等が適切でなかったと認められる場合に県が改善を求めたものの、その改善が認められず、かつ同様の不満や苦情が継続して寄せられる場合など）

11 事業制度の見直し

県は、本事業の運用状況を勘案し、必要に応じて募集要領、登録要件等事業制度の見直しを行います。なお、見直しを実施する場合には一定の猶予期間を設けます。

12 免責

県は、事業者が行う取引や契約等に関与せず、事業者と県民との間で生じたトラブルや損害、事業制度の見直しによる不利益の発生等について、いかなる責任も負わないものと

します。

13 問い合わせ先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県環境森林部環境政策課カーボンニュートラル推進室

温暖化対策グループ かがわ初期費用ゼロ太陽光発電設備導入促進事業担当

TEL : 087-832-3216

FAX : 087-806-0227

電子メール : kankyoseisaku@pref.kagawa.lg.jp